

## 4 資料編

### (1) 大村市健康づくり推進協議会設置要綱

昭和58年5月9日告示第36号

(設置)

第1条 市民の健康増進、疾病予防等の健康づくりの施策を推進するため、大村市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について、審議及び助言を行う。

(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）に関すること。

(2) 健康診査、保健指導、健康教育、健康相談その他市民の健康づくりのための具体的な方策に関すること。

(組織及び委員)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の機関等を代表する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 長崎県県央保健所
- (2) 大村市医師会
- (3) 大村東彼歯科医師会
- (4) 大村東彼薬剤師会
- (5) 長崎県栄養士会大村支部
- (6) 全国健康保険協会長崎支部
- (7) 大村市農林漁業関係団体
- (8) 大村市商工業関係団体
- (9) 大村市町内会長会連合会
- (10) 大村市老人クラブ連合会
- (11) 大村市PTA連合会
- (12) 大村市食生活改善推進協議会
- (13) 大村市社会福祉協議会
- (14) 大村市民生委員児童委員協議会連合会
- (15) 大村市介護支援専門員連絡協議会

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱の日以後最初に開かれる協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会は、会長がその会議の議長となる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、健康増進計画に関する専門の事項を協議するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員(以下「部会員」という。)は、当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 第4条及び前条の規定は、部会員の任期及び専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部国保けんこう課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (令和4年6月29日告示第129号の2)

この告示は、公表の日から施行する。

## (2) 大村市健康づくり推進協議会 委員名簿

氏名	機関名	役職
藤田 利枝	長崎県県央保健所	所長
◎石田 一美	大村市医師会	理事
角 徹	大村東彼歯科医師会	副会長
峰 邦彦	大村東彼薬剤師会	常務理事
谷脇 理絵	長崎県栄養士会大村支部	支部長
内田 有津美	全国健康保険協会長崎支部	保健専門職
田中 弘満	長崎県中央農業協同組合	三鈴支店長
園部 泰紀	大村商工会議所	事務局長
阿野 博史	大村市町内会長会連合会	副会長
山下 恵	大村市老人クラブ連合会	理事
馬場 昭一	大村市PTA連合会	会長
田川 美智代	大村市食生活改善推進協議会	会長
○大槻 隆	大村市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長
西浦 福則	大村市民生委員児童委員協議会連合会	南第1民児協会会長
上野 桂信	大村市介護支援専門員連絡協議会	会長

◎会長 ○副会長

### (3) 健康づくり推進協議会 歯科専門部会要領

(設置)

第1条 大村市健康づくり推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、歯科専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次の事項について、審議及び助言を行う。

- (1) 歯・口腔の健康づくり推進計画に関すること。
- (2) 歯・口腔の健康づくりのための具体的な方策に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる機関等を代表する者をもって組織する。

(庶務)

第4条 専門部会の庶務は、福祉保健部国保けんこう課において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

長崎県県央保健所  
大村市医師会  
大村東彼歯科医師会  
大村東彼薬剤師会  
長崎県歯科衛生士会大村東彼支部  
長崎県栄養士会大村支部  
大村市老人クラブ連合会  
大村市PTA連合会  
大村市食生活改善推進協議会  
大村市介護支援専門員連絡協議会  
大村市保育会  
大村市内高等学校養護部

**(4) 健康づくり推進協議会 歯科専門部会員名簿**

氏名	機関名	役職等
石橋 由里子	長崎県県央保健所	係長
石田 一美	大村市医師会	理事
◎井上 淳治	大村東彼歯科医師会	理事
今道 友之	大村東彼歯科医師会	理事
寺田 義和	大村東彼薬剤師会	理事
堀 奈津子	長崎県歯科衛生士会大村東彼支部	支部長
谷脇 理絵	長崎県栄養士会大村支部	支部長
松尾 文太郎	大村市老人クラブ連合会	副会長
松尾 かおる	大村市PTA連合会	副会長
徳田 夏代	大村市食生活改善推進協議会	副会長
平田 和子	大村市保育会	副会長
大道 洋平	大村市介護支援専門員連絡協議会	役員
北村 美希子	高校・特別支援学校養護教諭部会	養護教諭

◎部会長

## (5) 大村市健康づくり庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、総合的かつ効果的な施策を推進するため、大村市健康づくり庁内推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民の健康づくりに必要な施策の企画及び立案に関すること。
- (2) 市民の健康づくり施策の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) 市民の健康づくりに係る関係機関等と連携強化に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりに係る施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉保健部を所管する副市長をもって充て、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 推進委員会で決定した施策に関し、必要な事務を処理するため推進委員会に幹事会を置き、調査研究を行うため専門部会を置くことができるものとする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、推進委員会の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその会議の議長となる。

5 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。

6 幹事会において検討した事項については、その結果を推進委員会に報告しなければならない。

(専門部会)

第8条 専門部会は、調査研究の内容に応じ、委員長が指名した部員で組織する。

- 2 専門部会に部長を置く。
- 3 部長は、部員の互選により定める。
- 4 専門部会の会議は、必要に応じ部長が招集し、部長がその会議の議長となる。
- 5 部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名する部員がその職務を代理する。
- 6 専門部会において検討した事項については、その結果を推進委員会及び幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、福祉保健部国保けんこう課市民けんこう支援室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

大村市理事
企画政策部長
総務部長
財政部長
市民環境部長
福祉保健部長
こども未来部長
産業振興部長
都市整備部長
教育次長

別表第2 (第7条関係)

企画政策部企画政策課長
総務部男女いきいき推進課長
財政部財政課長
市民環境部地域げんき課長
福祉保健部福祉総務課長
福祉保健部保護課長
福祉保健部長寿介護課長
福祉保健部地域包括支援センター長
福祉保健部障がい福祉課長
こども未来部こども政策課長
こども未来部こども家庭課長
産業振興部農林水産振興課長
産業振興部商工振興課長
都市整備部都市計画課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長

## (6) 計画策定の経過

- (令和5年7月4日) 第1回健康づくり庁内推進委員会 幹事会  
・第2次計画評価、計画骨子案の検討
- (令和5年7月19日) 第1回健康づくり庁内推進委員会  
・第2次計画評価、計画骨子案の検討
- (令和5年7月25日) 第1回歯科専門部会  
・第2次計画評価、計画骨子案の検討
- (令和5年8月22日) 第1回健康づくり推進協議会  
・第2次計画評価、計画骨子案の検討
- (令和5年9月26日) 第2回健康づくり庁内推進委員会 幹事会  
・第3次計画素案の検討
- (令和5年10月12日) 第2回健康づくり庁内推進委員会  
・第3次計画素案の検討
- (令和5年10月20日) 第2回歯科専門部会  
・第3次計画素案の検討
- (令和5年11月14日) 第2回健康づくり推進協議会  
・第3次計画素案の検討
- (令和5年12月～令和6年1月)  
パブリックコメントの実施
- (令和6年3月) 計画の公表